

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方<sup>※1</sup>

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等<sup>※2</sup>を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方<sup>※3</sup>
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

## 2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

## 3. 給付金の支給手続き

■支給手続きについて裏面に続きます。必ずご確認ください。

## ■令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

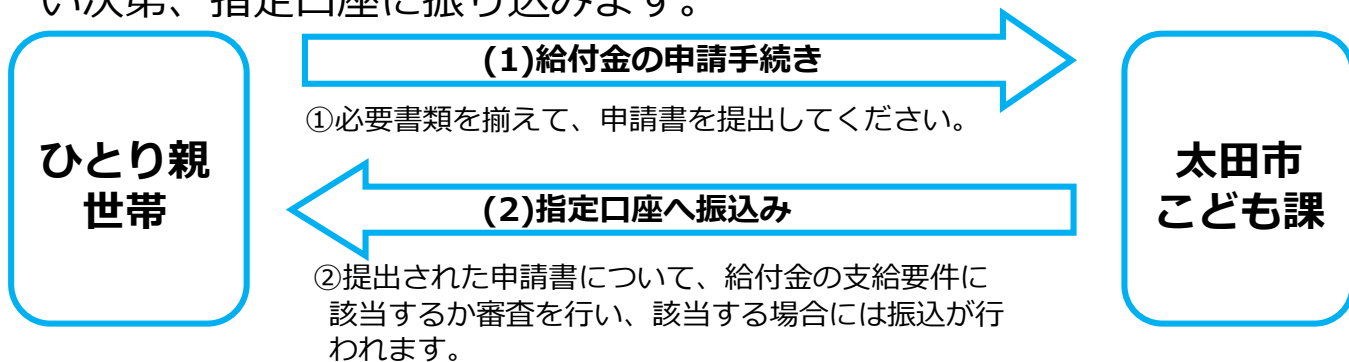
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 原則**令和3年5月中**に、令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。  
※口座の変更・解約等により振込できない場合は、令和3年6月以降の支給となります。

### 【ご注意ください】

- ※ 児童扶養手当の振込先口座を変更・解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。
- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書」を太田市役所こども課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。  
→届出書の様式は、太田市こども課児童扶養手当のウェブページ (<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0170-006kyoiku-kodomo/fuyouteate.html>)に掲載していますので、ダウンロード・印刷してお使いください。印刷できない方は、こども課までご連絡ください。

## ■上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。  
※**申請受付期間：令和3年5月17日（月）～令和4年2月28日（月）（必着）**
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに太田市役所こども課の**窓口へ直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方には、申請内容を確認し準備が整い次第、指定口座に振り込みます。



### お問い合わせ先

- 厚生労働省 コールセンター 0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）
- 太田市役所 こども課 児童給付係  
〒373-8718 太田市浜町2番35号  
電話0276-47-1942（受付時間 平日8:30～17:15）

**！**「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。  
ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。